

資源開発事業等専門職員等給与規程

平成 16 年 2 月 29 日

2004 年（総企）規程第 20 号

改正 平成 17 年 9 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の資源開発事業等専門職員及び年俸契約職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。

2 この給与規程は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会の一般の情勢に適合したものとす。

（資源開発事業等専門職員の給与）

第 2 条 資源開発事業等専門職員の給与は、個人の専門能力、経験、担当する職務の複雑・困難及び責任の度等を勘案して個別契約（民間企業等から出向派遣された職員については当該出向元との契約）により理事長が定めるものとする。

2 契約の更新に係る給与の額は、契約期間中の業績を勘案して決定するものとする。

（資源開発事業等専門職員の給与の支給）

第 3 条 資源開発事業等専門職員の給与は、毎月 16 日、個別の契約書に定める月額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 資源開発事業等専門職員の給与は、その職員が指定する預金の口座へ振込むことによつて支払う。

3 法令等に基づき資源開発事業等専門職員の給与から控除すべきものがある場合には、その支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

4 月の途中で異動を生じたときの資源開発事業等専門職員の給与の月額は、日割計算をもって計算した額とする。

5 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

（年俸契約職員の給与）

第 4 条 年俸契約職員の給与は、年俸及び通勤手当とする。

2 年俸は、個人の専門能力、経験、知見、担当する職務の複雑・困難・責任の度、機構への貢献期待度及び前職における最終賃金等を勘案して個別契約により理事長が定めるものとする。

3 契約の更新に係る年俸の額は、その職員の契約期間中の業績を勘案して決定するも

のとする。

4 年俸契約職員の通勤手当は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員給与規程（2004年（総企）規程第9号）第19条を準用する。

（年俸契約職員の給与の支給）

第5条 年俸契約職員の給与は、毎月16日、個別の契約書に定める月額と通勤手当を支給し、個別の契約書に定める賞与は、理事長が別に定める日に支給する。ただし、支給日が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員就業規則（2004年（総企）規程第7号）第9条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 年俸契約職員の給与は、年俸契約職員の指定する本人名義の預金の口座へ振込むことによって支払うものとする。ただし、年俸契約職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払うことができる。

3 法令等に基づき年俸契約職員の給与から控除すべきものがある場合には、その職員に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

4 年度の途中で契約を解約した年俸契約職員の給与は、解約の日までの日割計算で支払うものとする。

5 前項の日割計算をするときは、年俸を365で除した額を1日分とする。

（雑則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。